

令和2年第9回教育委員会議事録

令和2年6月11日（木）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和2年6月11日（木）午後2時00分～午後2時47分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 白石 高士 委員 對馬 初音
委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子
委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育政策担当部長 大島 晃
教育人事企画課長
生涯学習担当部長 安藤 利貞 学務課長 村野 貴弘
中央図書館館長
中央図書館次長
特別支援教育課長 正富 富士夫 済美教育センター 古林 香苗
就学前教育一長 支援センター

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 春日 隆平

傍聴者 0名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第64号 杉並区立図書館売店使用規則を廃止する規則
- 議案第65号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則
- 議案第66号 令和2年度杉並区一般会計補正予算(第5号)
- 議案第67号 杉並区立永福図書館及び杉並区立コミュニティふらっと
永福指定管理者候補者選定委員会の設置について

(報告事項)

- (1) スクール・サポート・スタッフの配置拡大について
- (2) 済美養護学校における通学用バスの増便について
- (3) オンラインホームルームシステムの導入について

目次

議案

議案第64号	杉並区立図書館売店使用規則を廃止する規則	4
議案第65号	杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則	5
議案第66号	令和2年度杉並区一般会計補正予算(第5号)	17
議案第67号	杉並区立永福図書館及び杉並区立コミュニティ ふらっと永福指定管理者候補者選定委員会の設 置について	19

報告事項

(1)	スクール・サポート・スタッフの配置拡大について	6
(2)	済美養護学校における通学用バスの増便について	11
(3)	オンラインホームルームシステムの導入について	12

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年第9回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員とのご指名がございましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程でございますが、議案4件、報告事項3件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第66号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長からの意見聴取案件として意思形成過程上の案件となっております。また、議案第67号につきましても区の意思形成過程上の案件となっております。したがって、同法第14条第7項の規定により議案第66号及び第67号の審議を非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。

まず、ほかの議案の審議を行います。事務局次長、お願いいたします。

事務局次長 それでは、日程第1、議案第64号「杉並区立図書館売店使用規則を廃止する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明をいたします。

資料をご覧ください。この規則につきましては、区立図書館内の売店の使用許可手続、使用期間、販売品目、使用料の減免等を定めているところでございます。他の教育財産の使用許可手続等につきましては、別に定める条例規則により行うこととされていることから、中央図書館の大規模改修を機会に、この規則を廃止するものでございます。

附則でございますが、施行期日を公布の日としており、本日の公布を予定しております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特段ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいた

します。

教育長 それでは、採決を行います。議案第64号につきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第64号につきましては原案のとおり可決といたします。

事務局次長 つきまして、日程第2、議案第65号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。資料をご覧ください。

杉並区立永福図書館につきましては、杉並区立コミュニティふらっと永福との複合的施設として、来年、令和3年4月1日の開館に向けて現在準備を進めているところでございます。

複合的施設として一体的な管理を行う必要があることから、他の地域図書館と異なる開館時間を定める必要があるため、本規則を改正するものでございます。

それでは、規則の内容につきましてご説明申し上げます。議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。

第4条の「開館時間等」の規定におきまして、永福図書館の平日並びに日曜日及び休日の開館時間を午前9時から午後9時までと定めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、令和3年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第65号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第65号につきましては原案のとおり可決といたします。

では、つきまして報告事項の聴取を行います。事務局よりご説明をお

願いたします。

事務局次長 それでは、報告事項1番「スクール・サポート・スタッフの配置拡大について」教育人事企画課長からご説明いたします。

教育人事企画課長 私から「スクール・サポート・スタッフの配置拡大について」ご説明させていただきます。

教員の負担を軽減するため、学校において授業準備等をサポートするスクール・サポート・スタッフの配置をこのたび拡大することといたしましたので報告いたします。

まず、基本的な考え方ですが、今年度、これまでに教員や児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、東京都の補助事業を活用いたしまして、令和2年4月に、授業準備等をサポートするスクール・サポート・スタッフを小中一貫教育校や大規模校等39校に優先的に配置をしたところであります。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校においては分散登校の実施や感染防止策の強化などの新たな対応が求められておりました。それらの対応の長期化が見込まれていることから、その体制の強化、必要性がより一層顕著となってきました。そのため、スクール・サポート・スタッフを未配置校にも配置していくということで、全ての区立学校において運営体制の強化を図って、より一層の働き方改革の推進を図っていきたいと考えております。

配置校は、先ほど申し上げたとおり未配置校25校となりますが、新たに1名ずつ配置してまいります。

身分については記載のとおりでございます。

業務内容ですけれども、教員の授業準備等の補助を行います。ただし、児童・生徒に直接対応するという業務は含みません。それから、個人情報等にも留意することになっております。

なお、感染防止策というのはどういうものがあるかという点、今、教員が一生懸命やっている消毒作業です。それから、換気作業や子どもたちの動線の確保といったものに対して、しっかりと関わってもらおうと思っています。

そのほかとしては、教員免許状の取得有無については不問としております。

今後のスケジュールですが、今月、補正予算を第2回区議会定例会に

提案いたします。7月に公募しまして、8月選考、採用決定し、9月に配置ということで動いていきたいと思っています。

私からは以上です。

事務局次長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

久保田委員 未配置校25校に新たに1名配置ということで本当によかったと思います。この間の教育委員会の様々な対応、そして、また各学校現場でも、特に分散登校に対して本当に学校それぞれ、規模や学級数等々に応じていろいろな工夫をやっている話も聞いております。改めて敬意を表したいと思います。

そして、今回のように人が増えていくというのは、やはり現場にとってはとても大事なことで、今でも、この分散登校期間でも本当に人が欲しいという声も聞いておりますので、また、これからもどうぞよろしくお願いしたいと思います。

事務局次長 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員、お願いします。

對馬委員 先生が先生の資格を持っている仕事に専念できるのはとても大事なことだと思いますので、このスクール・サポート・スタッフは非常に貴重な存在なのかなと思います。

既に配置している学校の中でCSの方がいらっしゃる学校もいたかなと思いますので、それが今回もあるのかということ。あと、1校当たり週2日ということになると、もしかして1の方が例えば2校兼任とか、そういったことも出てくるのかなとちょっと思ったものですから、そういったことがあるのかどうか、教えていただければと思います。

教育人事企画課長 これからの応募になりますので、CSの方といったところはまだ分からないですけれども、現在のところはあります。また、1日6時間で週2日ということなので、他校と兼任するということは考えられるのではないかと考えております。

事務局次長 よろしいでしょうか。ほかにご質問はございますか。

伊井委員、お願いします。

伊井委員 先生が少しでも子どもたちと関わられるようにという点で、本当にいい取組だなと思うのですが、現在、既に配置されている39校に関し

での現状といたしますか状況は、あまりまだ日にち的にはそんなに経っていないのかもしれませんが、今のところは順調にしているような感じなのでしょうか。

それから、このような方たちについて、見つけるのがなかなか難しいということをお話をちょっと聞いたことがありまして、残りの25校に関しても、ある程度、各学校でめどはついているのかどうか、もし分かっていたらで結構ですので、教えていただけたらと思います。

教育人事企画課長 現在、活用の部分でお話は何校か聞いております。やっぱり今、子どもたちからプリントを集める、それから渡すといった作業もかなりあるということで、そういったところでプリントの仕分けとか、印刷とか、そういったところでご尽力いただいているという話は聞いております。

ただ、こういった人材が入ったときに、効果的な活用というのはやはり学校も悩むところではあります。その中で、例えば依頼メモというものを作って、それを教員が書いて、置く場所を決めて置いておくとか、お助けボードといって、前にホワイトボードがあって、そこにいつから何を頼むということを明記する。何しろ各学校で1人しかおりませんので、その方を効果的に使っていくといった工夫はしていかなければならないなと思っております。効果的な活用、それからこういった作業に関わると学校としては助かったのか。そういったことも情報共有しながら有効に活用できたらと思っております。

それをやっていただく人の確保なのですけれども、やはりここがかなり困難なところではあります。各学校からも情報を取り入れながら、事務局としてもいろいろ人を探していきたいと考えております。

伊井委員 全くこれまで関わっていない方、CSの方がいらっしゃるというお話でしたけれども、多少は各学校の状況が分かっている方のほうが、ちょっと言い方は上から目線の感じですが、即戦力になっていただけるのかなということと、あと、学校との情報共有であったり、関わりであったりがスムーズに行くのかなと思います。ぜひお力添えをよろしくお願いたします。

折井委員 勤務形態について確認をさせていただきたいのですけれども、1校当たり週2日ということで、これは連続して1日6時間という理解でよろしいですか。

教育人事企画課長 原則としては1日6時間、それを週2日ということで募集のほうでも出していく形になります。

折井委員 児童・生徒と直接関わらない作業で連続6時間というときに、おっしゃられたように結構効率的にしないとちょっと暇な時間ができてしまったり、逆に本当に回らなくなってしまうところが出てきてしまうのかなと思うのですけれども、この間、息子が受け取るメールだとか、先生方からのプリントを見ていると、緊急事態宣言が解除された後に出されたメールだとかプリントがあるのですが、そのすぐ後に東京アラートが出されたので、また違うことを全部やり直すのですよね。そのあたりの苦労が、本当にどれほどの大変さなのかというのが、受け取るだけでも伝わってくるのですよね。

残念ながらコロナがこの春までで終わるとは思えず、確かに9月配置というのは、まだ1学期をこの方たちなしで乗り切らなければならない学校もあるという点でとても大変だと思うのですけれども、第2波がほぼ来ると言われている中で、9月でも配置をしてもらえるというのはありがたいのかなと思います。

息子の通っている学校はスタッフの方がいてくれるのかどうか分からないのですが、膨大な印刷物、そしてそれを至急作っているのですよね。なので、ある程度、9月から前倒しでいろいろなものを準備するだとか、かなり計画的にこのスタッフの方をうまく働いてもらえるようにしなければいけないなと思いつつ、今後の予定がなかなか立たない中で、学校側の苦労が本当に大きいのだろうなと思います。スタッフを配置して拡大するということが大変ありがたい取組だと思っております。

教育人事企画課長 本当に効果的にというところが重要になってくるなと思っております。そうでないと、本当に仕事がないままずっと職員室にいるという状況になってしまうところがあります。

私は、この間、話をした校長には、掲示物もいいのですよと言ったのです。そしたら、個人情報になるからというのです。どこまでがよくて、どこまでがだめかといったところがちょっと分からないという話もありました。ですので、こちらからもこの範囲はオーケーですよという話をしました。要は採点というのは教員がやるべきであって、それは、その子の学力をちゃんと把握するためである。ただし、その後の作業といったところでは、しっかりそこは関わる。丸つけした後の花丸とか、見ま

したというものについて掲示するのはオーケーだとか、学校サイドが疑問に思うだろうなといったところをこちらのほうで理解した上で、しっかり説明していきたいと思います。

事務局次長 ほかにご意見等ございますか。對馬委員、お願いします。

對馬委員 新しい職種の方が入ってくると、それをお願いする先生たちもご負担になることもすごくあると思うのです。何をどうお願いしたらいいか。こういうスクール・サポート・スタッフみたいなものどものときに、学生さんでアルバイト先が今、なくなってしまって困窮している人たちを積極的にお願いしたいという話も聞いたことがありますて、それもとても大事なことなのかなと。消毒するとか換気をするということは、うまく指示を出せばしてもらえることなのかなと思うのですけれども、そういうことも視野には入っているのでしょうか。

教育人事企画課長 当然そちらについても視野に入っております。そのほか、勤務条件等の部分でいうと、そのほかのところに「教員免許状の取得有無については不問」としています。本当にそこだけの部分で採用枠は広く捉えてやっていきたいと思っています。

事務局次長 ほかにご意見等はありますか。教育長、お願いします。

教育長 スクール・サポート・スタッフを入れて、いろいろなお手伝いをいただいています。杉並区はたくさんいろいろな人が学校に入っていて、今回こういった予算が国のほうから来た、都から来たというのは、いわゆる先ほど對馬委員からご指摘があった、今回仕事がなくなった、アルバイトがなくなってしまったとか、そういう人たちを雇用していきこうという意味合いもかなり強いのではないかなと思います。ですから、免許職ではないので単純作業ですとか、消毒、換気などこういったものができるといのは、ぜひ有効に活用していただきたいと思います。

実は学校には、スクール・サポート・スタッフだけではなくて、免許職の補助教員ですとか、学習支援教員ですとか、介助員ですとか、杉並区はいろいろな人が入っていて、非常に学校としては助かってはいるのだけれども、ちょっと整理をしていかないといけないですね。それぞれ、活用の目的はバラバラなので、こっちはすごく大変なのに、こっちは今、時間が空いているとか、うまく整理していく必要があるなと思っています。

あくまでも、このスクール・サポート・スタッフというのは、いろい

ろ事務的なものを手伝ってくれるいい職なので、例えばこういった職を増やしていくのが学校としてはいいのか、あるいは個別指導ができるような、学習支援教員のようなものが増やしていくのがいいのか、あるいは学校によって実態が違うからその辺は学校に融通を持たせて弾力的に運用していくのがいいのか、そういったことをしっかり整理していくことがこれから必要なのではないかなと思っています。以上です。

事務局次長 ありがとうございます。確かに今、学校現場には、様々な職種が、地域の人も含めていろいろ入っていますので、教育長の課題意識を事務局としてもしっかり整理してより有効に、よりよい人材をとという方向でやっていきたいと思えます。

ほかにご意見はよろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項2番「済美養護学校における通学用バスの増便について」特別支援教育課長からご説明いたします。

特別支援教育課長 それでは、「済美養護学校における通学用バス増便について」をお手元の資料に基づいて報告をさせていただきたいと思えます。

済美養護学校では、現在、通学用バスを6台で運行しておりますが、区立学校の再開に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、1台当たりの乗車率の低減による3密状態の緩和を図り、通学時の児童・生徒の安全を確保するため、通学用バスを1台増便することといたしましたので、報告させていただきます。

「基本的な考え方」ですが、まず1点目に、児童・生徒の通学時における車内の3密状態の緩和を図る。2点目に、乗車するメンバーを決めるに当たりましては、感染リスクの高い児童・生徒を優先的に乗車させていきます。3点目に、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの対応としております。4点目に、この増便に当たりましては国の補助制度、2分の1補助ですが、これを活用して進めていきたいと考えております。

2番目に「実施方法」ですが、32人乗りの中型バス1台を増便します。また、添乗員も同乗することとなっております。2番目に、増便は登校時のみの対応といたします。下校時につきましては、放課後デイサービ

ス等の事業者の方々がお迎えに来ますので、登校時のみの対応と考えております。3点目に、運行に当たりましては、近隣住民の方のご協力を頂いておりますので、これまでと同様、文書になりますが周知したいと考えております。

「今後のスケジュール」ですが、今月の第2回区議会定例会に補正予算を提案させていただきまして、7月からの運行を目指して準備を進めているところでございます。以上で報告を終わります。

事務局次長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。教育長、お願いします。

教育長 3月31日までということですが、コロナはそのときに終わっているかどうか分からないですけれども、その後、何か見通しはあるのですか。

特別支援教育課長 今回の区議会において、ご承認いただくのは、今年度末までと考えております。来年度につきましては、コロナの件もございますが、そもそも済美養護学校が、年々児童・生徒数が増加していることから、それらを踏まえて、関係部署と調整を進めておるところでございます。

事務局次長 ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項3番「オンラインホームルームシステムの導入について」済美教育センター統括指導主事からご説明をいたします。

統括指導主事（古林） 私からは「オンラインホームルームシステムの導入について」ご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止及び国の緊急事態宣言を踏まえ、区立学校を長期にわたって臨時休業いたしました。今後、感染の第2波、第3波が来るおそれがあることと、児童・生徒、教職員が感染した場合などに、その当該校が再び臨時休業となることも想定されます。

こうした状況を踏まえて児童・生徒が登校できない期間、教職員と児童・生徒とのつながりを維持するために、同時双方向のオンラインホー

ムルームシステムを導入することとし、現在、個人情報保護審議会に意見を聴く手続きを行っているところでございます。

まず、この事業の概要ですけれども、このオンラインホームルームの活用により、学校の臨時休業期間中などに登校できずに家庭にいる児童・生徒に対して、教職員による児童・生徒への連絡、健康観察ですとか、児童・生徒間の交流を行うなど、教職員と児童・生徒がつながり、コミュニケーションを図ることが可能となります。また、家庭に取り残されることによる不安の解消や、定時開催をすることによって、正しい生活リズムを定着させる。また、教職員の呼びかけによって家庭学習に対する意欲喚起を図るなどにも寄与するものと考えております。

このオンラインホームルームを実施するには、オンライン会議アプリケーションを活用いたします。児童・生徒が参加する場合には、主には家庭にあるパソコンやタブレットパソコン、スマートフォンなどを活用してもらい、保護者の同意の上、参加いただくこととしております。

済美教育センターでは運営管理者に当たる校長、また、教職員に対して情報セキュリティポリシーに関する研修、また、このオンラインホームルームの実施に当たり、必要な研修を実施してまいります。

なお、このようなICT環境が整わないご家庭へはタブレットパソコンとルーターの貸出しも行う予定でして、現在準備を行っているところです。

今後の主なスケジュールは資料にお示ししたとおりとなっております。

ご報告は以上です。

事務局次長 それでは、ただいまの資料、別紙でイメージ図もついていますので、それも参考にさせていただければと思います。

ただいまの説明についてご意見とかご質問とかございましたらお願いいたします。

折井委員 セキュリティ面だとか、もしくは個人情報の点に関しては非常に注意を要することだと思っております。一方で、このようなオンラインホームルームシステムを導入することは本当にいいことだなど、ありがたいことだなどと思います。

よくオンラインでの授業をやってほしいとか、もしくはリアルタイムの授業を要望される保護者の方、もしくは教育界でもそういうふうに言われているのですけれども、実際には大学生相手ですけれども、リアルタイムの授業を講義としてする、もしくは授業としてするというのは、

実際問題あまり効率はよくないのですよね。リアルタイムであるということは双方向のコミュニケーションが取れるということをチェックしながらしなければいけなくて、例えばちょっと人数が多いと、その確認だけでも5分10分たってしまう。50分の時間、45分の時間の中でそれをするということはかなり大変ですし、また、説明をする際も結構ばたばたするのは。私の経験でも意外と授業に関しては、いわゆる録画のもの、普通に録画で何度も聞けるといったもののほうが落ち着いて何度も復習しながらすることができると思っています。

話を戻しますと、一方で、非常に有効だなと思うのが、いわゆる雑談ではないのですけれども、意見交換など、どうして過ごしているかと顔を見せ合うことだと思っています。大学の今のオンライン授業でも、実際課題を出させるというのは、どちらかというともうネット上で出してしまって、こちらが丁寧に添削をして、返してあげるほうがよほど効率的ですし、きめ細やかな指導ができるのですが、唯一できないのがストレス発散だったり、楽しい思いだったり、お友達との交流だったり、その部分が人間にとって本当に不可欠なのだということをこの数カ月間で、今までと比べ物にならないくらい痛感しました。

その中で、こういったホームルームができるということは、本当に大きいと思います。いわゆるリアルタイムで入れる双方向のコミュニケーションで、最初がオンラインホームルームだということは、本当に素晴らしいことだと思っています。授業自体はいろいろな先生が代表して、授業を録画して、それを配信すれば意外と大丈夫だと思いますけれども、それ以外の部分をやるべきだなと思います。

また、会社の会議でもとても大切だと最近言われているのが、ちょっと名前を忘れてしまったのですけれども、最初に、どうしているのか、何が困っているのかという、いわゆる体調だとか気持ちだとかの面のチェックをすることを入れたほうが良いと言われているのです。その部分なしでどんどん進んでしまうと、リアルタイムである効果がないということで、こういったホームルームをオンラインでやる準備をする、もちろん使わないで済めば、そのほうがこしたことはないのですけれども、まず使うことになると思いますので、大変な労力だと思うのです。導入しての経済的な面もそうですし、それから管理も非常に大変になるとは思いますが、勉強以上に学校の持つ意味というところをここ

で持たせていただいているなと思いますので、大変感謝いたします。

統括指導主事（古林） ありがとうございます。私たちも準備をする中でやはり一番は、まずは心のつながりをしっかりと作っていくこと、これが大事だろうということを考えて今回このようなシステムをようやく、臨時休業中にはできませんでしたがけれども、導入するところまでこぎつけたところです。今、伺ったお話、本当にしっかりと心に留めながら、また取り組んでまいりたいと思います。

事務局次長 ほかに何かご意見等ございますでしょうか。

久保田委員 オンラインホームルームシステムの導入は本当にありがとうございます。ようやく貴重な、大事な一步が踏み出せたと私も思っています。この一步が現場で定着していくと、やっぱり子どもたちと教師にとって後々何かがあったときに、オンライン授業への活用というのが非常にうまくできるようになっていくのではないかと思うのです。そういうこともあって今回は大事な一步を踏み出せて本当にありがたいと思っております。

對馬委員 このコロナの騒ぎが、いい意味で背中を押してくれて、いずれこういうことはできるようになるのだらうけれども、とても早く入ることになったと思います。これはコロナの第2波、第3波というのを予測して入れておこうということだと思っておりますけれども、例えばインフルエンザで学級閉鎖になったとか、そういうような場合にも使えると思うのですが、先ほど報告いただいたバスの増便のように、来年の3月31日までとかではなくて、しばらくこれを使っていこうという方向で考えてよろしいでしょうか。

統括指導主事（古林） 今、お話しいただきましたように様々な事情で学校に登校することができない児童・生徒とつながる手段として、この先、改良を加えながら長く使っていきたいと思っております。また、その先は何をこれからしていきたいのかということ、今はとにかく心のつながりということで取り組んでまいりましたが、先々はしっかりとまた計画を立てて、いろいろなことに広げていきたいなと考えております。

伊井委員 タブレットは学校にあるものを活用するような話だったような気がしますが、ルーターとかそういったタブレットも含めまして、設備に関しては準備ができてきているという解釈でよろしいでしょうか。

統括指導主事（古林） ご家庭に環境がないところに貸し出すパソコンは

学校のを準備しております。少し設定を変えたりということでも1つ、2つ手順はあるのですが、準備が進んでおります。また、併せてルーターを貸し出すところについても入手をして、準備が進んでいるところです。

伊井委員 技術的なところで子どものほうもそうですし、先生のほうもやり方そのものですね。ハウツーというか、そののところもスムーズにだんだんできていくのかなと期待しております。最初からはちょっと厳しいところもあるかと思いますが、先生同士の間でもいろいろと技術を共有して進めていただけたらいいなと思います。ありがとうございます。

教育長 長い休業でやっと学校が6月から始まって、幾つかの学校でその間に子どもはどんなことを考えていたのかアンケートを取ったり、調べたりして、子どもが一番何をしたかったか、と聞いたときに、友達に会いたかったというのが圧倒的でした。勉強したかったというのはそんなにないです。でも、勉強が遅れそうで不安だったというのはあるのです。そうすると、友達に会いたいという思いを実現するのはまさにこれであって、もちろん仮想ですよ。画面上ですけれども、ただ、どれだけ画面上で知っている友達の顔や先生が出てきて安心が得られるか。例えば勉強が遅れて心配だったといったときに、先生が大丈夫だよ、出てきたときにこういうふうになれば大丈夫だよとか。あるいは今、こういうことをやっておくといいよともし一言言ったとしたら、どれだけその子の心の負担が軽くなるのか。

もちろん、これから勉強をやるシステムというのは我々も考えていかなければいけないのですけれども、先ほど折井委員が言ったように、あるいはビデオとか動画を見て勉強するのだったら自分のペースで、途中で止めたりできるけれども、オンラインの授業ではなくて、そういうほうが学習としては効果があるかもしれない。

しかし、今回の休業を通して我々が思ったのは、まさにつながり、関わりという非認知的な能力の部分というのをしっかり高めていかなければいけないというのが本当によく分かって、苦労に苦労を重ねてこういったシステムがいよいよできるのですけれども、これはこれから先、発展させるものはたくさんあって、先ほどあったようにインフルエンザのときもそうだし、あるいは、例えば大きな病気で入院してしまったりとか、あるいは不登校の子どもたちですとか、活用の方策はたくさんある

のであって、ぜひこれから、これはあくまでもコロナをきっかけに入れた制度でも、どんどんいい形に、まさに前教育長が言っていた「屋根のない学校」の実現に向けてこれは取り組めるのではないかなと思っていますので、ぜひいい形でできればいいなと思っています。

事務局次長 ありがとうございます。そのほかご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項の3番は以上とさせていただきます。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に事務局次長、連絡事項がありましたらお願いします。

事務局次長 今後の教育委員会の開催予定でございますが、今回は6月24日水曜日、午後2時から定例会を開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。事務局次長、お願いいたします。

事務局次長 それでは、日程第3、議案第66号「令和2年度杉並区一般会計補正予算（第5号）」を上程いたします。

それでは、ご説明いたしますので資料をご覧ください。

それでは、まず議案を2枚おめくりいただきまして、補正予算概要の1ページ目をご覧ください。歳入歳出予算でございますが、事務事業名の欄に記載してあります3事業について、補正額の欄に記載しました金額を補正するものでございます。

まず初めに、特別支援教育についてご説明します。先ほど報告事項のところでもご報告させていただきましたが、済美養護学校の通学用のバスの増便に関して、補正予算として792万円を計上してございます。これに要する経費については国の補助金制度を活用いたしますが、補助は3カ月分のみとなっております。補正予算としては7月1日から来年の3月31日までの期間に要する経費を計上しておりますが、その3カ月分の経費、264万円の2分の1について国の補助が見込まれていることから、特定財源の国・都支出金の欄に132万円を計上しており、差し引きの一般財源は660万円を計上するものでございます。

次に、小学校就学諸援助及び中学校就学諸援助について併せてご説明

いたします。低所得世帯の児童・生徒を支援するために、就学援助認定世帯に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う区立小・中学校の臨時休業期間中の昼食費の支援を行います。具体的には、令和2年4月分及び5月分の就学援助費として、準要保護世帯については、児童・生徒ともに1人1日500円を、それから要保護世帯については、児童・生徒ともに準要保護世帯の支給額から生活保護の教育扶助の給食費を除いた額を支給することといたします。そのため、小学校就学諸援助として4,003万3,000円、それから、中学校就学諸援助として2,009万6,000円を補正予算として計上するものでございます。

なお、これに要する経費は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、小学校就学諸援助、中学校就学諸援助の特定財源の国・都支出金の欄にそれぞれ2,700万円、1,400万円を計上しているため、差し引きの一般財源は、小学校就学諸援助が1,303万3,000円、中学校就学諸援助が609万6,000円を計上するものでございます。

歳入歳出予算につきましては以上でございますので、議案をもう1枚おめくりいただき、2ページ目をご覧ください。教育費の総額を記載してございます。今回の補正により6,804万9,000円を増額いたしまして、補正後の教育費の総額は202億1,516万8,000円でございます。

それでは、議案の最後に添付しております参考資料をご覧ください。ただいまご説明申し上げてきました第7款の教育費ではございませんが、教育委員会の事業に関連する経費が第8款の職員費に計上されておりますので、ご参考までに説明をさせていただきます。

先ほど報告事項のところでご報告いたしましたとおり、今般スクール・サポート・スタッフの配置拡大を行うことといたしましたので、そのための経費を補正予算として計上するものでございます。補正額は1,256万円でございます。

この内訳といたしましては、新たに配置を予定している25名のスクール・サポート・スタッフの毎月の報酬及び通勤費でございます。なお、スクール・サポート・スタッフの配置におきましては、東京都の補助金を見込んでおりますので、特定財源、国・都支出金の欄に補助金の予定額1,023万7,000円を計上しております。このことによりまして、差し引き一般財源につきましては232万3,000円となるものでございます。

以上、ご参考までに第8款職員費についてもご説明をさせていただきます

ました。

以上で補正予算についての説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。先ほどの報告にもちよっと関わったところの予算面でのご説明になりました。

それでは、特段ご意見等ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第66号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第66号につきましては原案のとおり可決といたします。

事務局次長 続きまして、日程第4、議案第67号「杉並区立永福図書館及び杉並区立コミュニティふらっと永福指定管理者候補者選定委員会の設置について」を上程いたします。中央図書館館長からご説明いたします。

中央図書館館長 議案第67号「杉並区立永福図書館及び杉並区立コミュニティふらっと永福指定管理者候補者選定委員会の設置について」ご説明いたします。

この議案につきましては、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づきまして教育委員会の附属機関としまして、杉並区プロポーザル選定委員会を設置するとともに、委員会の委員の委嘱及び任命を行うというものでございます。

委員会の名称は「杉並区立永福図書館及び杉並区立コミュニティふらっと永福指定管理者候補者選定委員会」。設置目的は、杉並区立の永福図書館及び杉並区立コミュニティふらっと永福の管理業務を行う指定管理者候補者の選定に関し必要な事項を調査審議するというものでございます。

設置期間は、令和2年6月11日から指定管理者候補者の選定を完了する日までとなっております。

委員会の委員の委嘱及び任命でありますが、区に勤務する者以外の

者につきましては、青山大学教授の大谷康晴、杉並区社会教育委員の赤池紀子、永福和泉地域区民センター協議会会長の小林聖造の3名でございます。また、区に勤務する者につきましては、区民生活部長、子ども家庭部長、私、杉並区立中央図書館館長の3名でございます。

私からは以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

事務局次長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 採決を行います。議案第67号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第67号につきましては原案のとおり可決といたします。

それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。